

施策 31

人権の尊重・男女共同参画社会の形成

目的	対象	市民，事業所
	意図	人権の大切さについて理解を深め，一人一人の人権を尊重する 男女が互いを理解し，尊重し，性別にとらわれることなく，能力，個性を発揮できる

〇 施策の方向

市民一人一人が，個人の能力，環境，個性について偏見を持つことなく，理解を深める中で人権が尊重され，性別に関わりなく男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして理解し合い，能力，個性を発揮できる社会の実現を目指します。

〇 施策のポイント

あらゆる人権を尊重する社会に向けた啓発事業の推進
男女共同参画社会の実現に向けた男女共同参画啓発・相談事業の推進
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進と事業者の働き方改革の支援

基本的取組の体系

施策 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

基本計画事業

31-1 人権尊重の社会づくり

31-2 男女共同参画社会の実現

男女共同参画啓発・相談事業の実施

p.225

〇 現状と課題

東京都は，オリンピック・パラリンピックの開催都市として，基本的人権が尊重される社会の実現を目指して，平成27（2015）年8月，東京都人権施策推進指針の見直しを行いました。また，人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくため，平成30（2018）年10月に，東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例を制定し，多様な性の理解の推進や国外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しています。

人権擁護委員による「人権身の上相談」を行うとともに，国籍による差別，子どもや障害者などの虐待やDV，性の多様性など，人権に関する様々な相談・啓発事業を一層推進する必要があります。

市立小・中学校では，人権の大切さについて理解を深め，豊かな人権感覚を養うため，人権教育を進めています。全国的に子どものいじめが問題視されている中，家庭，学校，地域，行政の連携と協働の下，いじめの未然防止に取り組むとともに，障害，国籍，性別等，多様性を認め合う心のバリアフリー教育をより一層推進していく必要があります。

DVの根絶や若年層を対象とした性的被害の防止等は喫緊の課題です。あらゆる暴力を未然に防止する意識啓発を推進するとともに，被害者への相談体制の充実を図っていく必要があります。



女性に対する暴力根絶を目指す取組
「パープルリボンプロジェクト」

平成27(2015)年8月に制定された女性活躍推進法や平成28(2016)年6月閣議決定の日本再興戦略改定2016に示された女性活躍推進に関する施策等に基づき、女性の就労に対する支援が必要です。

すべての就労者が子育て・介護などの家庭生活に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、市内の事業所に対する情報提供や相談体制の充実などの環境づくりが必要です。

調布市では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進センターを拠点施設と位置付け、固定的性別役割分担の解消や配偶者暴力の未然防止等に取り組んでいます。平成28(2016)年度に改訂した調布市男女共同参画推進プラン(第4次)は、社会状況に合わせた各種施策のほか、女性活躍推進法に対応する計画としました。



男女共同参画推進センター

施策の推進に向け、拠点である男女共同参画推進センターの認知度の向上が必要です。市民との協働事業や、専門家による講座、映画会の実施や展示など、気軽に訪れることができるよう、参加しやすさに配慮した取組や、様々な媒体による情報提供を行う必要があります。

市政に女性の視点を反映するためには、女性が政策・方針決定過程に参画することが必要ですが、市の各種審議会・委員会の女性参画率は約30%で横ばいとなっています。男女共同参画を推進するため、市がモデル事業所としての取組を推進することが必要です。

基本的取組の内容

31-1 人権尊重の社会づくり

人権教育・啓発事業の推進

家庭や学校、人権擁護委員等と連携し、児童・生徒の人権感覚の育成や人権意識を醸成するとともに、教職員の人権に対する理解と意識の向上を図り、指導力を高めます。また、市報や市ホームページ、人権啓発冊子などの各種媒体や講演会などを通じて、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発事業を推進します。

人権に係る相談・支援の実施

人権擁護委員をはじめ、専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者がそれぞれのケースに応じた適切な支援を受けられるよう取り組みます。

多様な性における人権の尊重

多様な性における人権が尊重され、広く社会に意識が浸透する啓発事業の取組を推進するとともに、社会のあらゆる分野で理解し合い、能力、個性を發揮できる社会の実現に向け取り組みます。

男女の人権の尊重

男女共同参画推進センターを核に、身近なテーマを題材にした講座・講演会の開催などを通じ、男女がお互いの人権を尊重する意識を醸成するとともに、女性のライフステージにおいて直面する諸課題に対応するため、適切な情報や保健・医療サービスの提供などに努めます。また、学校教育において、人権教育としての男女平等教育を推進します。

あらゆる暴力の根絶

子ども、障害者、外国人などに対する身体的、精神的、性的、経済的暴力など、あらゆる暴力の根絶に向け、未然に防ぐための意識啓発を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

また、関係機関と連携し被害者への支援に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
人権教育・啓発事業への参加者数	7,648人 (平成29(2017)年度)	3万1,000人(4箇年累計) (令和元(2019)年度～ 令和4(2022)年度)

その他の主な事業

- ・人権に関する教育・啓発事業の推進
- ・人権に関する相談事業の推進

31-2 男女共同参画社会の実現

推進体制の充実

調布市男女共同参画推進プランにおける施策の実施状況を把握し、着実な推進を図るとともに、男女共同参画推進センターを拠点とした推進体制が効果的に機能するよう、相談事業や情報発信に取り組み、市民に親しみやすい環境整備に取り組みます。

女性のための相談の充実

配偶者暴力の未然防止や、法律、健康、就職など女性の悩みに寄り添えるよう相談事業の充実を図ります。

ワーク・ライフ・バランスの推進

就労形態やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民のニーズを踏まえながら、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、男性の家事、子育て、介護への参画を促すための講座などの取組を実施します。また、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

地域ネットワークづくり

自主グループやサークルなどの活動を支援し、市民団体との協働により地域のネットワークづくりに努めます。

政策・方針決定過程への女性の参画促進

市政において、各種審議会や委員会への女性委員の登用に努め、男女共同参画による市政運営を進めます。地域活動や企業などの方針決定過程に女性の参画を促すため、啓発活動を行います。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
市の審議会や委員会における女性の割合	31.6% (平成30(2018)年度)	40.0% (令和4(2022)年度)

基本計画事業

97					
事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施	区分	継続	担当課	男女共同参画推進課
事業の概要	市民・団体との協働による講座，講演会等の開催や，男女共同参画社会の実現に向け，情報提供などの啓発事業を行うとともに，生きかた相談や法律相談など女性のための相談事業を実施します。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	意識啓発事業の実施 (あくるす15周年記念事業及びオリンピアン講演会含む)	継続	継続	継続	
	市民・団体との協働事業の実施	継続	継続	継続	
	女性のための相談事業の実施	継続	継続	継続	
	男女共同参画コーディネーターの設置 女性活躍推進事業の実施	継続	継続	継続	
事業費 (百万円)	15	16	16	16	

参加と協働の視点

～市民等に期待される役割～

市民は，家庭や職場において，性別にとらわれることなく互いを尊重し，協力し合います。事業所は，ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて職場環境の整備を進めます。

多様な主体との連携事例

男女共同参画推進フォーラム「しえいくはんず」

市民による実行委員会との共催により，参加団体を公募して男女共同参画に関するイベントを実施しています。様々な団体のネットワークづくりにつなげることや，男女共同参画推進センターの周知も目的としています。平成30(2018)年のフォーラムには，21団体が参加・協力し，1,742人が参加しました。

【所管課】男女共同参画推進課

【協働のパートナー】男女共同参画推進フォーラム実行委員会



<「しえいくはんず」の様子>

